

千葉市蓮華亭管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）及び同条例施行規則（昭和34年千葉市規則第4号）に定めるもののほか、蓮華亭の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 市長は、蓮華亭を大賀ハス及び花蓮の魅力発信のほか、休憩の場及びみどりに関する講習会、展示会及び相談会の場として利用に供するものとする。

(供用日及び供用時間)

第3条 蓮華亭の供用日は、1月4日から12月28日までとする。

2 蓮華亭の供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

(利用の制限等)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、蓮華亭の利用を禁止し、又は制限することができる

- (1) 公の秩序を乱し、善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 蓮華亭の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他蓮華亭の管理運営上支障があると認められるとき。

(遵守事項)

第5条 蓮華亭の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示物をき損又は汚損しないこと。
- (2) 備品を無断で移動しないこと。
- (3) 所定の場所以外では火気を使用しないこと。
- (4) その他蓮華亭の管理運営に関し支障のある行為をしないこと。

(ホールの使用申請)

第6条 蓮華亭のホール（以下「ホール」という。）を使用しようとする者は、蓮華亭ホール使用許可申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（以下「休館日」という。）の3月前から7営業日前までにおいて行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(ホールの使用の許可)

第7条 市長は、前項の規定による使用申請書の提出があつた場合、目的及び期間等を審査し、適当と認めたときは、使用を許可するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用の許可をしたときは、蓮華亭ホール使用許可証（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、蓮華亭の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

蓮華亭ホール使用許可申請書 年 月 日 (あて先) 千葉市長 住 所 団体名 申請者氏 名 連絡先 T E L 連絡先電子メールアドレス @	
使用の目的	
使用の期間	
使用 人 員	
そ の 他	

様式第 2 号

蓮華亭ホール使用許可証	
住 所	
団体名	
申請者氏 名	
T E L	
目 的	
期 間	
使用する人員	
そ の 他	
上記のとおり、蓮華亭ホールの使用を許可する。	
年 月 日	
千葉市長 印	
備考 都市公園法及び同法施行令、千葉市都市公園条例及び同法施行規則を守り 係員の指示に従うこと。	